

平成19年9月26日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成18年(ネ)第1211号 損害賠償等請求控訴事件 (原審・大阪地方裁判所平成12年(ワ)第11591号)

平成19年6月20日口頭弁論終結

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、別紙当事者目録番号3ないし36の各控訴人に対し、1名につき、それぞれ100万円及びこれらに対する平成12年11月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人全国金属機械労働組合港合同に対し、80万円及びこれに対する平成12年11月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人は、控訴人全国金属機械労働組合港合同南労会支部に対し、4.0万円及びこれに対する平成12年11月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 別紙予備的請求金額一覧表の「控訴人氏名」欄記載の控訴人らの予備的請求を棄却する。
- 7 訴訟費用は、第1、第2審を通じてこれを10分し、その1を被控訴人の、その余を控訴人らの、各負担とする。
- 8 この判決の第2ないし第4項は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

法行為を構成する。

4 争点(3) (被控訴人の行為が控訴人組合らに対して民法上の不法行為を構成するかどうか。) について

これまでに認定説示したとおり、本件賃上げ及び本件一時金の団体交渉における被控訴人の行為は、個人控訴人らに対し不法行為を構成するものである。

しかるところ、上述のとおり、被控訴人は、紀和労組及び控訴人支部組合員以外の被控訴人従業員に対しては本件賃上げ及び本件一時金に対応する交渉を妥結して賃上げや一時金の全てを支払いながら、他方で控訴人組合らとは妥結月実施条項、遅刻早退減額条項、ワッペン半額減額条項、警告書等減額条項の同時妥結に固執して、本件賃上げ及び本件一時金の団体交渉を妥結させようとしていないものであり、控訴人組合らに対するこのような被控訴人の態度は、労働組合法7条1号、3号に違反し、控訴人組合らに対する差別的取り扱いとして団結権等を侵害し、不当労働行為に該当するものである。さらに他方、被控訴人は、前記第2の2の(5)記載のとおり、本件救済命令及び中労委の履行勧告を無視し、本件団交拒否におよんでいるものである。もとより、地方労働委員会の救済命令に関しては、これに異を唱えて再審査を申立て、或いは救済命令の取消訴訟を提起することは被控訴人の法的権利である。しかしながら、救済命令の実効性の確保という観点から設けられた労働組合法27条の15第1項ただし書きによれば、地方労働委員会の救済命令に関しては、再審査や取消訴訟の提起に命令の効力を停止する効果はない。従って、命令を受けた当事者がその命令に従うべきことは、命令に関しての履行確保規定や命令違反に対する制裁規定の有無にかかわらず、不当労働行為救済制度として定められた労働組合法上の義務であると言わねばならない。しかるに、被控訴人は一貫して府労委による本件救済命令や中労委の履行勧告に従わず、これを無視し続けているものであり、このような被控訴人

の態度は、労働法制の根本を否定する違法、不当なものと言うほかはない。

このような事情に鑑みれば、被控訴人の本件賃上げ及び本件一時金の団体交渉における被控訴人の行為は、不当労働行為に該当するばかりでなく、違法性を有するものとして、控訴人組合らに対する不法行為を構成する。

5 争点(4) (労働基準法92条1項違反) について

控訴人らは、賃上げ実施及び一時金の支払いの具体的請求権を発生させない被控訴人の就業規則は、紀和労組の労働協約に反し、ひいては労働基準法92条1項に違反するなど主張しているが、そのようなことは控訴人らに対し不法行為を構成するなどとの根拠とはなりえない。ここでの控訴人らの主張は失当である。

6 争点(5) (損害) について

(1) 個人控訴人らの損害

これまでに認定説示したとおり、本件賃上げ及び本件一時金の団体交渉における被控訴人の行為は、個人控訴人らに対して民法上の不法行為を構成するものであるから、個人控訴人らは、被控訴人に対して、被控訴人の行為により発生した損害の賠償を求めることができる。個人控訴人らが、ここで同控訴人らに発生した損害として主張しているのは、①財産上の損害として、被控訴人の不法行為がなかったならば本件賃上げ交渉により妥結したであろう賃上げ幅を前提にした未払賃金及び被控訴人の不法行為がなかったならば妥結したであろう一時金、並びに、②慰謝料、である。

①の点について、個人控訴人らの賃金や一時金の支払請求債権は、個人控訴人らと被控訴人の間の合意、即ち、控訴人組合らと被控訴人の間の団体交渉における妥結によって発生するものであるところ、これまでに認定したとおり、本件賃上げ及び本件一時金については、いずれも未だこのような合意、妥結をしていないのであるから、被控訴人の行為による個人控訴人らの被控訴人に対する本件一時金やここでの未払賃金についての請求

資料 2



調 書 (決定)	
事件の表示	平成20年(才)第77号 平成20年(受)第86号
決定日	平成21年3月19日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	甲斐 中 辰 夫 涌井 井 紀 夫 宮川 川 光 治 櫻井 井 龍 子 金築 築 誠 志
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所平成18年(ネ)第1211号(平成19年9月26日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

- 1 上告について
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
- 2 上告受理申立てについて
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年3月19日
最高裁判所第一小法廷
裁判所書記官 今 福 正 己(印)
これは正本である。
同日同庁
裁判所書記官 今 福 正 己(印)